

山形県公立大学法人役員規程

平成21年4月1日規程第1号

改正 平成26年4月1日規程第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）、山形県公立大学法人定款及び山形県公立大学法人の組織及び運営に関する規則（平成21年規則第1号）に定めのあるもののほか、山形県公立大学法人（以下「法人」という。）の役員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 役員は、法人の使命とその業務の公共性を自覚し、法人の発展のために職務に専念しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(倫理)

第3条 役員の倫理については、法人の常勤の職員の例による。

(勤務時間その他の勤務条件)

第4条 理事長及び職員を兼務する理事（以下「職員兼務理事」という。）は常勤とし、常勤の役員の勤務時間その他の勤務条件については、別に定めのある場合を除き、法人の常勤の職員の例による。

(出張及び旅費)

第5条 理事長は、職務上必要がある場合は、役員に出張を命ずることができる。

2 役員が出張を命ぜられた場合の旅費については、山形県公立大学法人職員旅費規程（平成21年規程第34号）に準じ旅費を支給する。

(共済)

第6条 常勤の役員の共済については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の定めるところによる。

(災害補償)

第7条 常勤の役員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 非常勤の役員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、別に定める。

(理事の任期)

第8条 理事の任期は、2年とする。

(理事の懲戒)

第9条 理事長は、理事がこの規程に違反したとき、又は理事としてふさわしくない非行があると認めるときは、当該理事に対し懲戒の処分をすることができる。

(理事の解任)

第10条 理事長は、地方独立行政法人法第17条第2項又は第3項の規定により理事を解任するときは、当該理事に弁明の機会を付与しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 第8条の規定にかかわらず、法人の成立後最初の理事の任期は、1年とする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。